

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人にしわが愛児会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)この法人に、職員としての立場を有する者を除き、常勤の役員は置かない。
- (3)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として、定款第21条で定める金額の範囲内で報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 職員としての立場を有する役員に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。
- 4 ただし、書面及び電磁的記録により議決の省略が行われた場合は無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。
- 3 この法人の評議員の報酬総額は、年間15万円以内とする。
- 4 各役員及び評議員に対する報酬は、別表1に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、会議等に出席するための交通費を、自宅からの距離に応じ、片道2km 以上に対し40円/km を支給することができる。(往復の距離計算に関し、1km 未満は切捨てる)
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成 30 年 2 月 9 日から施行する。

別表1

役職名	報酬額(単位:円)	摘要
理事長	3,000	理事会・評議員会等出席の都度
他理事 (理事長を除く)	3,000	理事会・評議員会等出席の都度
監事	3,000	理事会・評議員会等出席の都度、 及び監査を実施する都度
評議員	3,000	評議員会出席の都度

注:報酬額は、いずれも一律定額支給